

船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 安全衛生改善計画の届出期日の延期の承認
- 手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第12条ただし書
- 手続対象者 : 地方運輸局長より安全衛生改善計画の作成を指示されたがやむを得ない事由により指定された期日までに改善計画を届け出ることができない船舶所有者。
- 提出時期 : の状況になったとき。
- 提出方法 : 天災地変や労働組合等の意見を得ることができない等、期日までに届け出ることができない理由と、届出予定年月日を記載した申請書(様式はない)を、指示を受けた地方運輸局長あてに提出する。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 被災したことを示す書類又は労働組合等との話し合いの経過等を詳細に記載した書類・1部
- 申請書様式 : なし
- 記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5 |
| 東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 3 |
| 新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課 | 0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6 |
| 関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2 |
| 中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 6 |
| 近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 2 |
| 神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課 | 0 7 8 - 3 2 1 - 7 0 5 5 |
| 中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1 |
| 四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 5 |
| 九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課 | 0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 5 |
| 沖縄総合事務局運輸部海運第二課 | 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 |

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : -
- 標準処理期間 : 5日(経由機関がある場合は12日)
- 不服申立方法 : -